

第7節 振り込め詐欺等への対応

I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、各年度に一度公表¹している。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2021年度は407件、2022年度は875件、2023年度は495件であり、調査を開始した2003年9月以降2024年3月末までの累計は46,913件となっている。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2021年度は335件、2022年度は696件、2023年度は329件、強制解約等をしたのは、2021年度は37件、2022年度は137件、2023年度は128件であり、調査を開始した2003年9月以降2024年3月末までの累計は、利用停止が25,915件、強制解約等が16,301件となっている。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240524.html>